

入札に関する質疑

件名	(物品) 7861_令和7年度ディスプレイ一体型電子黒板賃貸借 (再公告)	
受付日	質疑	回答
6/12	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動産総合保険の付保は必要となりますでしょうか。必要な場合、経過期間に応じて保険料が逡減していく、一般的な動産総合保険の付保でよろしいでしょうか。 ・ 契約書案・約款をいただけますでしょうか。 ・ 自治体向けインボイス対応において、要件を満たす適格請求書（お支払予定表等）は不要との認識でよろしいでしょうか。 ・ 本調達機器の動作、品質確認、タッチ動作確認、無線ネットワーク接続などの各種設定作業を行うこと。なお、設定内容については契約締結後、市の担当者と協議のうえ決定する。という記載が仕様書にあるが、設定に関しては初期の設定のみという理解で、よろしいでしょうか。アプリの追加などはなしとなりますでしょうか。 ・ 期間満了後の撤去・データ消去は必要でしょうか。撤去が必要な場合は離線済みの物品を受注者が引き取るという認識でよろしいでしょうか。取り外し作業が必要な場合、貴市ご担当者立ち合いの元作業を行わせていただくことは可能でしょうか。また、データ消去が必要な場合物件引取後受注者所定のヤードにてデータ消去作業を行い、後日、様式自由のデータ消去証明書を発行するという形で宜しいでしょうか。 	<p>回答作成中</p>

6/16	1	<p>1. 契約約款につきましては、御市 HP 掲載 2. 契約約款 18 賃貸借《リース、レンタル等》が適用されるということでお間違いないでしょうか。</p> <p>2. 契約約款 18 賃貸借《リース、レンタル等》へ「第 20 条 甲は、契約期間中であっても、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る甲の歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除することができる。」と明記ございますが、過去に実績はございますでしょうか。</p> <p>3. 契約書に物件の滅失・損傷等に関する記載がない場合、(天災地変等の不可抗力) 下記の条項追加は可能でしょうか。</p> <p>「原因の如何にかかわらず物件が滅失、損傷して修理不能となった場合、本契約は終了する。この場合、発注者は、残賃貸借期間の賃貸借料相当の損害金を受注者に支払うものとする。」</p> <p>4. 保険については、一般的な動産総合保険でよろしいでしょうか。</p> <p>5. 物件満了後の取り外し、撤去は第三者へ委託可能でしょうか。</p> <p>6. 月々のリース料(賃貸借料)の支払方法は「月払い・後払い」でよろしいでしょうか。</p> <p>7. 保守に関しまして、案件概要書の通り、同一メーカーの保守を用意できれば、リース会社に保守責任はないでしょうか。</p> <p>8. 弊社落札となった場合弊社指定書式の物件借受証を発行するので、押印は可能でしょうか。</p> <p>9. 契約保証金は「契約保証金免除願」を提出すれば免除でよろしいでしょうか。</p>	回答作成中
------	---	--	-------

6/17	1	<p>【質問1】 動産総合保険の付保は必要でしょうか。不要の場合、仮に自然災害等で機器が故障した場合の解約金は貴市にてご負担いただけますでしょうか。もしくは残リース期間のリース料月額をご負担いただけますでしょうか。</p> <p>【質問2】 リース期間満了後の撤去費用は、受注者と発注者、どちらの負担を予定されていますでしょうか。</p>	回答作成中
------	---	---	-------